

令和3年1月7日

区内保育施設在園児童保護者の皆様

千代田区教育委員会事務局
子ども部長 清水 章

新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について

平素より保育行政にご理解、ご協力を賜り、まことにありがとうございます。

このたび、新型コロナウイルス感染者の急増に伴い、政府は一都三県に対して、二回目の緊急事態宣言を発出する見込みとなりましたが、緊急事態再宣言後の本区における保育施設での保育につきましては、下記とおりの対応を行います。

記

1 基本方針

感染防止対策を徹底しながら、通常通り保育を行います。

2 対象期間

緊急事態宣言発令後から解除されるまで

3 登園される場合のお願い

感染拡大を防止するため、ご家族が陽性となった場合やご家族の感染が疑われる場合には、必ず各園へご連絡の上、登園をお控えいただき、園内感染の未然防止にご協力くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、緊急事態宣言の趣旨を鑑み、登園自粛を希望される方は、事前に各園へご連絡ください。

4 ご家庭における感染症予防策のお願い

下記の予防策をご家族の皆様で実施して頂き、家庭内感染の拡大防止にご協力ください。

- (1) 毎朝の検温と健康観察
- (2) 正しい手洗いの励行、十分な換気等による三密の回避や咳エチケット
- (3) 手が触れる場所の消毒やタオル等の個人利用
- (4) 午後8時以降の不要不急の外出
- (5) 不要不急の都県境をまたぐ移動の自粛や今週末におけるステイホーム
- (6) 人数や時間を最小限にした買い物や外出

5 その他

- (1) 新型コロナウイルスの感染を避けるため登園を自粛した期間につきましては、入園案内等でご案内している「2か月以上通園できない場合は退園となります」には含みません。
- (2) 緊急事態宣言の発出に伴い登園を自粛された期間につきましては、登園を自粛した日数に応じ保育料を減額いたします。
- (3) 新型コロナウイルスの感染者が発生した場合は、保健所の指導により当該園を休園するなどの対応をすることとなります。

《問い合わせ先》子ども部子ども支援課
電話：03-5211-4229